

補助金調査・評価シート [制度的補助]

補助金名等				
補助金の名称	商店街環境施設整備事業費補助金	No.	60	
予算事業名	商工業推進事業			
予算科目	款 07商工費	項 01商工費	目 02商工業振興費	
	節 19負担金補助及び交付金	細々節 04商店街環境施設整備事業等補助金		
部課名	まちづくり環境部産業振興課	電話番号	049-251-2711	内線 253

補助金の根拠				
根拠条例等	条例			
	規則			
	要綱	富士見市商店街環境施設整備事業等補助金交付要綱		
	その他			
開始年度	平成 5 年度	終期の設定	<input type="checkbox"/> 有(年度まで)	<input checked="" type="checkbox"/> 無
補助金の分類	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助	<input type="checkbox"/> イベント等補助	
	<input type="checkbox"/> 投資的補助	<input type="checkbox"/> 扶助費的補助		

補助金の概要	
目的 (何を対象にどのような成果を得たいのか。)	商店街団体（商店街振興組合、事業協同組合、商工会及び市内商業者が概ね10名以上をもって組織する団体等）が行う施設整備事業（例：街路灯、街路樹、小公園等の整備）に対し補助を行うことにより、市内商業の振興を図ることを目的とする。
導入の経緯 (どうしてこの補助制度を導入しなければならなかったのか。)	周辺市町への大型店出店や商業者の高齢化・後継者問題（不足）等により衰退傾向にある商店街を、地域コミュニティやまちづくりの核として再生させるため、集客力を高める商業拠点の整備事業を行っている団体に対する支援策として本補助制度を導入した。
対象資格 (対象資格はどのようなものか。)	次に掲げる対象施設の整備を行う商店街団体 ①街路灯、アーチ、モニュメント、案内板 ②カラー舗装 ③小公園、水飲み場 ④街路樹、花壇、噴水 ⑤ベンチ、ごみ入れ等ストリートファニチャー ⑥放送設備 ⑦その他市長が必要と認める施設
交付内容等 (どのような基準で交付しているのか。また、交付時の確認資料はどのようなものか。)	補助金額…各種施設整備事業に要する経費の1/3又は1,000万円(商店街基盤整備事業については、1,500万円)のいずれか低い額を限度とする ※県の補助対象事業となった場合は、この金額に県補助金額を加算した額 交付時の確認書類…事業計画書及び収支予算書
積算基礎 (予算額をどのように積算しているのか。)	平成22年度予算額 3,159 千円 補助対象事業の実施の有無を商店街団体に確認し、事業内容等が適正と判断できたもののみ予算計上する。 ※交付予定団体数…2団体（街路灯の建替え費用に対する補助（腐食による撤去、新設費用））

補助割合等	
補助割合等の明示	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 定額) <input type="checkbox"/> 無 (「予算の範囲」のみの場合を含む。)
財源内訳	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input checked="" type="checkbox"/> 県・市 割合 市 2/3 国 県 1/3 (分数表示)
上乗せ・横出し	<input type="checkbox"/> 国・県の基準よりも拡充して交付している <input checked="" type="checkbox"/> していない
上乗せ・横出しがある場合の内容と金額	

交付実績とコスト		(単位:件・円)		
項目	平成20年度(決算)	平成21年度(決算見込)	平成22年度(予算)	
交付(見込)件数	0件	0件	2件	
交付(見込)件数の増減要因		-	商店街が管理する街路灯の老朽化の進行	
決算(予算)額(A)	0	0	3,159,000	
財源内訳	国庫支出金	0	0	0
	県支出金	0	0	1,053,000
	その他	0	0	0
	一般財源	0	0	2,106,000
概算人件費(B)	0	0	20,574	
概算補助事業費(A+B)	0	0	3,179,574	
実績報告の確認(実績報告書受理時の確認資料は、どのようなものか。)	<p>次に掲げる書類を提出させ、実績報告を確認している。</p> <p>①収支決算書 ②工事中及び施設設置後の写真 ③施工業者から商店街団体が受け取った領収書(写し) ※県補助金の加算となる場合は、上記①～③の他に次の書類を提出させる。 ①契約書の写し ②請求書の写し ③借入れの場合は、借入先及び借り入れ内容の確認できる書類及び返済計画書 ④検査調書等</p>			

事業環境等	
見直しの有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (21 年度) <input type="checkbox"/> 無 ※5年以内の見直しに限ります。
有⇒見直内容 無⇒見直さない理由	補助対象とする街路灯の設置基準(10メートル以上の間隔)を設けた。

廃止した場合の問題点 <small>(廃止した場合の問題点や継続しなければならぬ理由など)</small>	補助を行うことにより、商店街の創意工夫とやる気を促し、結果として商業の活性化に寄与しているものであるため、仮に廃止した場合には、今まで以上に商業の衰退が懸念される。 併せて、街路灯に関しては、地域防犯の役目も果たしているため、廃止した場合には、市が整備する道路照明、防犯灯等の設置、維持に関する経費の増加が予想される。
---	--

評価			
評価項目		判断理由	評価
必要性	社会経済情勢に合致し、行政の実施が望ましいか	商店街の活性化は地域の活性化につながり、また、商店街が地域コミュニティの核としての位置づけとなるためにも、自ら頑張る商店街への助成は商店街のモチベーションを高める上で必要である。 また、街路灯の整備は地域安全の観点からも必要である。	<input checked="" type="checkbox"/> 望ましい <input type="checkbox"/> そうでもない
優先性	厳しい財政状況の中で優先的に実施すべきか	厳しい財政状況であればこそ、市内産業の育成は必要不可欠であり、そのために実施する本補助制度は優先して実施すべきである。 また、地域防犯の観点から、市民の安全を確保することは必要である。	<input checked="" type="checkbox"/> 優先すべき <input type="checkbox"/> 優先度が低い
有効性	目的に対して成果が出ているのか	街路灯を設置することにより、全体的に暗いイメージのある商店街へのイメージを払拭し、売り上げアップに伴う商業活性化につながっている。 また、地域防犯にも寄与している。	<input checked="" type="checkbox"/> 成果が出ている <input type="checkbox"/> あまり出ていない
継続性	現状のまま継続して、当初の導入目的を達成できるか	商業活性化と地域安全確保の観点からも、特に商店街の街路灯については、一定の照度を確保する必要がある。 そのためには定期的な改修等が必要であり、その維持のためにも本補助制度は継続する必要がある。	<input checked="" type="checkbox"/> 達成できる <input type="checkbox"/> 達成できない
所属長評価	<input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上継続 <input type="checkbox"/> 重点化する（コストを集中的に投入したい） <input type="checkbox"/> 制度の変更（補助対象経費・補助率の変更） <input type="checkbox"/> 廃止（ 年度まで）		
	見直しの上継続を選択した場合には、その内容を記入してください。 その他問題点・課題等があれば、その内容を記入してください。		
	当該補助事業は、街路灯の整備などに対し、市の補助率1/3であり、この街路灯がなければ、市として防犯などの設置を全額負担しなければならない状況になることを考えると、現状のまま継続していくことが得策と思われる。		